

大阪公立大学情報処理教育システム構築及び運用保守業務委託の
企画提案の募集について

2024年2月19日

公立大学法人大阪理事長

次のとおり公募型プロポーザルを執行します。

1 募集の趣旨

公立大学法人大阪（以下「本法人」という。）が設置する大阪公立大学（以下「本学」という。）の前身となる大阪府立大学及び大阪市立大学では、従前より情報処理教育環境として情報処理教育システムの整備を行ってきた。現在稼働している情報処理教育システムは、2025年3月に更新時期を迎えることから、システム更新を行う。

本調達の実施の目的は、TCO（総保有コスト）を抑制しつつ、現在稼働している物理的なPC教室での運用を前提として構築された情報処理教育システムに代わる先進的なシステムを導入し、授業の実施にあたり抱えている課題を網羅的に解決すると共にこれらの新しいシステムを本学の全てのキャンパスから利用できるようにすることである。今般、その目的を達成するため、提案者の持つ情報教育環境に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集する。

2 内容

- | | |
|----------|------------------------------|
| (1) 業務名称 | 大阪公立大学情報処理教育システム構築及び運用保守業務委託 |
| (2) 業務内容 | 詳細は別紙「仕様書」のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から2030年3月31日（日）まで |

3 契約上限額（これを超える提案及び契約はできません）

580,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本法人は契約金額以外の費用を負担しない。

4 参加資格要件

プロポーザル参加申請書を提出した日から受託候補者決定日までの間、次に掲げる要件全てを満たし、その資格を認められた者は、本プロポーザルに参加することができる。

- (1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

- イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産者で復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号。以下「新法」という。)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。)第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 消費税及び地方消費税を完納していること。ただし、各徴税官庁より新型コロナウイルスの影響による「特例制度」により徴収猶予が適用されている事業者の場合は、当該「特例制度」が適用される前の事業年度の消費税及び地方消費税を完納していることとする。
- (5) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること。
- (6) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (7) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第 3 条の規定に該当しないこと。
- (8) 令和 4・5・6 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿に種目コード「140：システム企画・開発」及び「141：システム運用・保守」で登録している

こと。

- (9) 大学又は官公庁・独立行政法人・自治体において、2018年以降にA及びB双方の構築業務を元請けとして契約締結し、履行を完了した実績があること。ただし、現在構築中のシステムは実績とみなさない。

A 最大同時接続 300 台以上の Windows10 以降の仮想デスクトップ環境

B 400 台以上の Windows10 以降の端末導入

5 資料の交付

- (1) 資料の種類 仕様書別紙4「認証機能」
(2) 資料交付申請期間 公告の日から2024年3月5日(火)午後5時まで
(3) 資料の交付方法

本プロポーザルでは、関係資料をホームページにて交付するが、資料のうち仕様書別紙4「認証機能」の交付には、「資料等の交付願い」(様式1)を提出しなければならない。

【手順】

- ① 「資料等の交付願い」に必要事項を記入し、押印したものをPDF形式のファイルに変換してください。
② ①にて作成したファイルを電子メールに添付して、資料交付申請期限までに下記のメールアドレスあてに送信してください。

※提出先メールアドレス【gr-keya-anken[at]omu.ac.jp】

[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【〇〇】の資料等の交付願い」と明記すること。

(【〇〇】内には、案件名称を入力ください。)

- ・法人にてメール添付資料の内容を確認した時点で、受付完了とします。なお、受付完了した日の2日後(土日祝日除く)までに、法人より返信メールにて、資料交付のためのURLを通知します。
- ・法人からの返信メールが届かない場合、資料がダウンロードできない場合は、18(1)契約担当課までお電話にてお問い合わせください。なお、法人あてにメールを送信した日の3日後(土日祝日除く)17時までにお問い合わせがなく、法人にてメール受信が確認できない場合は、資料を交付できません。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

- | | |
|-----------------------|----|
| ① 公募型プロポーザル参加申込書(様式2) | 1部 |
| ② 契約実績調書(様式3) | 2部 |

- ③ 契約実績調書（様式3）の内容を証明する契約書等の写し 2部
- ④ 会社概要等（参考資料） 2部

(2) 受付期間

公告の日から2024年3月5日（火）までの土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分までを除く）。提出書類は、参加申込提出期限までに受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。受付期限を過ぎた参加申込書は一切受け付けません。

(3) 受付場所

18（1）に同じ

7 応募資格の審査及び通知

- (1) 応募書類により応募資格を審査し、その結果を2024年3月25日（月）付で参加申込書に記載の担当者宛に書面により通知する。通知書に参加者の「企業コード」を記載する。
- (2) 応募資格を認めなかった申込者には、その理由を付して通知する。

8 応募資格を認められなかった応募者に対する理由の説明

- (1) 応募資格を認められなかった申込者は、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、2024年3月27日（水）午後5時までに書面を持参して提出しなければならない。
- (3) 提出先については、18（1）に同じ
- (4) 説明を求められたときは、2024年4月1日（月）付で書面にて回答する。

9 質問について

- (1) 受付期間 公告の日から2024年3月5日（火）午後5時まで
- (2) 受付先 18（1）に同じ
- (3) 質問方法

公告に添付掲載している「公告資料に対する質問書」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。

※提出先メールアドレス【 gr-keya-anken[at]omu.ac.jp 】
[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【〇〇】に関する質問」と明記すること。

（【〇〇】内には、案件名称を入力ください。）

※電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分までを除く。））

※ファイル形式は変更しないこと。

(4) 回答日 2024年3月25日（月）

(5) 回答方法

ホームページの本案件の記事に掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

10 企画提案書の提出

(1) 提出資料 「企画提案依頼事項」のとおり

(2) 受付期間 参加資格審査の通知日から2024年4月10日（水）までの土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分までを除く）。

※受付期限を過ぎた提出資料は無効とする。

(3) 受付場所 18（1）に同じ

(4) 提出方法 提出資料は、受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。

なお、提出資料の電子媒体については、電子メールで連絡の上、クラウドストレージ等を介した提出も可とする。クラウドストレージ等を介して提出する場合も、紙媒体（正本1部、副本1部）は別途持参又は郵送にて提出すること。

※提出先メールアドレス【 gr-keya-anken[at]omu.ac.jp 】

[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【〇〇】の企画提案書の電子媒体」と明記すること。（【〇〇】内には、案件名称を入力ください。）

※本文には、①提案者（企業名、住所、電話番号）②担当者（氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス）を明記すること。

※電子メールの送信後、18（1）電話にて確認を行うこと。

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分までを除く。））

(5) その他

① 提出された企画提案書は返却しない。なお、受付期限を過ぎて提出された場合も同様とする。

② 企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただ

し、本法人が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。

- ③ 企画提案書の提出後、企画提案依頼内容等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1.1 企画提案会

(1) 実施日時

2024年4月15日（月）から4月19日（金）までのいずれか1日を予定

(2) 実施場所

大阪公立大学 杉本キャンパス内

1.2 受託候補者の選定について

- (1) 本企画提案の審査については、情報処理教育システム構築及び運用保守業務委託受託者選定委員会（以下「委員会」という）にて行う。

- (2) 委員は、委員会で設定した審査基準に沿って企画提案書等の審査を行い、最も優れた提案者を受託候補者として委員会で決定する。

- (3) ア 総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 「審査基準兼配点表」の審査項目「実施内容/仮想 PC 教室」区分の得点が120点未満の者は受託候補者とししない。

ウ 「審査基準兼配点表」の項番「12」区分を除くすべて得点において、各配点の20%以下が1つでもあった者は受託候補者とししない。

エ 最高点の者が複数の場合は、価格が低いほうを採用する。

オ 最高点の者が複数あり、価格も同一の場合は、「審査基準兼配点表」の審査項目「実施内容/仮想 PC 教室」区分の得点が高い者を受託候補者とする。同点の場合は、くじにて受託候補者を決定する。

- (4) 審査は、総合的に公平かつ客観的に審査を行う。詳細については、別紙「大阪公立大学情報処理教育システム構築及び運用保守業務委託公募型プロポーザル審査基準兼配点表」のとおり。

1.3 受託候補者選定結果の通知

- (1) 通知日時 2024年4月30日（火）予定

- (2) 通知方法 選考結果は応募者全員に対して、参加申込書に記載の担当者宛書面により通知する。

- (3) 結果の公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表する。

- ① 受託候補者の商号又は氏名及び評価点・提案金額

- ② 全提案事業者の商号又は氏名
- ③ 全提案事業者の評価点

- * 選定結果に関する情報はホームページによって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、②と③との対応関係を明らかにしないこととし、②は申込順に、③は評価点の得点順にそれぞれ公表する。
- * 応募が2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については①、②を公表し、③は公表しないこととする。

1.4 契約条項を示す場所

ホームページに掲載のとおり。

1.5 契約手続きについて

- (1) 受託候補者に決定された者と本法人との間で、経費等について参考見積額を上限額とし、再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。
- (2) 協議が整い次第、契約締結までに、ホームページの各種様式等に記載している誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、本法人は契約の締結は行わないものとする。
- (3) 受託候補者から本見積書を徴取し、契約を締結する。なお、当該見積書の見積額は提案の際、提出した参考見積書の見積額を超えないものとする。
- (4) 契約交渉の相手方が、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したときは、契約を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、受託者が当該契約の履行期間中に公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定にしたときは、この契約の解除を行う
- (6) 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合に、受託者が、本法人が求める当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。
- (7) 本案件における契約条項について、変更を予告してある場合を除き、原則として「1.4 契約条項を示す場所」で掲げている契約条項から変更できないものとする。

1.6 契約保証金について

公立大学法人大阪契約事務取扱規程第24条第1項の規定に該当する場合は免除する。

1.7 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。一旦辞退した場合は、それを撤回し当該事業者募集に再度参加することができない。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書の作成及びプレゼンテーション、その他手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 本法人に提出された企画提案書は、返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、選定をおこなう作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提案者は、提案後、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

18 担当課

(1) 契約担当課

公立大学法人大阪 事務局総務部 契約課

〒599-8531 堺市中区学園町 1-1

TEL : 072-254-9136 FAX : 072-247-6951

(2) 主管課

公立大学法人大阪 事務局企画部 情報戦略課

〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138

TEL :06-6605-3302 FAX : 06-6605-3311